

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業における換地計画のうち換地設計を、土地区画整理法第88条第2項の規定を準用し、下記のとおり公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令第3条及び第55条の2の規定により次のとおり公告します。

なお、当該換地設計について意見のある利害関係者は縦覧期間内に意見書を提出することができます。

令和元年10月28日

京都市長 門川 大作

- 1 縦覧場所 京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地  
京都市南部区画整理事務所
- 2 縦覧期間 令和元年10月29日から同年11月11日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

- 3 縦覧時間 午前9時から午後5時まで

（南部区画整理事務所）